

工事課課長 各位

契約課長 黒田 直稔

請負代金額の減額変更を請求する場合における単品スライド条項の
運用について（通知）

工事請負契約書第 25 条第 5 項（契約保証金免除タイプの建設工事請負契約書で契約したものは第 24 条第 5 項）の規定（単品スライド条項）の運用については、「工事請負契約書第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用について」により定めていますが、単品スライド条項に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合について、下記のとおり読み替えること等により対応することとしましたので通知します。

記

1 運 用

別紙、「請負代金額の減額変更を請求する場合における単品スライド条項の運用について」により運用するものとします。

2 対象工事

- ・適用日以降に工期の末日を迎える工事又は新たに契約を締結する工事。
- ・各品目ごと（鋼材類，燃料油等）に算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えて減額となるもの。

3 請 求

- ・請求は工期末の 2 月前までに請求するものとします。
なお、**工期の末日が平成 21 年 3 月 31 日以前である工事については、工期満了前であって、かつ、平成 21 年 2 月 27 日までに請求するものとします。**
また、繰越明許工事については、工期の末日を工事完成予定日とします。
- ・請求する数量は、設計数量とします。
- ・請求は様式 - 1，様式 1 - 1 を乙に通知するものとします。

4 運用フロー及び様式

別添の「減額となる場合の単品スライド条項の運用フロー」を参照してください。また、各様式は、行政事務支援システムの共有文書に掲載します。

5 適用年月日

平成 21 年 2 月 19 日

7 その他

- ・減額となる場合の詳細な運用事項やスライド算定時の不明な箇所に対する考え方等については、適宜、文書通知します。
- ・**繰越予定のない事業で、年度内完成工事を減額請求する場合は、予算の執行について、事前に予算課と協議してください。**

- ・減額請求を行なう場合は、事前に契約課に連絡してください。
- ・「工事請負契約書第 25 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（協議）」（様式 - 5）は、変更契約の前段の手続きであることから、契約課から請求者に通知します。
- ・明許線越工事で工期末が平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 4 月 19 日の間のものは、本運用では請求することができないので、工期末を決定する際は注意してください。